

指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年10月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	釣師浜漁港プレジャーボート用指定施設	相馬市尾浜字追川196番地 相馬双葉漁業協同組合	平成31年1月1日から 平成35年3月31日まで	土木部港湾課
2	四倉漁港プレジャーボート用指定施設	いわき市久之浜町久之浜字館ノ山9番地 いわき市漁業協同組合	平成31年1月1日から 平成35年3月31日まで	土木部港湾課